所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、四法人の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲、乙、丙及び丁それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十七日

宮城県遠田郡美里町中埣字堅街道五番地一

（甲）農事組合法人中埣ファーム育み

理事　岡野　吉男

宮城県遠田郡美里町中高城字土手前三二番地一

（乙）農事組合法人タカギ農産

理事　日下　浩一

宮城県遠田郡美里町中埣字満海壇一二二番地

（丙）農事組合法人中田アグリ

理事　門間　哲雄

宮城県遠田郡美里町中埣字高畑一一四番地

（丁）農事組合法人サンファームあがと

理事　西郡　広之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.neoaldo.co.jp

令和八年二月十七日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号

（甲）株式会社パピレス

代表取締役　松井　康子

東京都千代田区紀尾井町三番一二号

（乙）株式会社ネオアルド

代表取締役　福井　智樹

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第一項の規定により、それぞれの株主総会の承認を得ないでこの合併を行います。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）令和七年六月二十三日付官報一〇一頁（号外第一三九号）

令和八年二月十七日

東京都千代田区神田練塀町三番地

（甲）東京センチュリー株式会社

代表取締役　藤原　弘治

東京都港区新橋五丁目一三番一号

（乙）エス・ディー・エル株式会社

代表取締役　松田　光生

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月二十二日に終了しております。

甲及び乙は共通の親会社の完全子会社同士ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年五月二十二日付官報八十頁（号外第一一二号）

（乙）令和七年六月二十五日付官報一〇三頁（号外第一四三号）

令和八年二月十七日

東京都千代田区神田松永町二〇番地

（甲）加賀デバイス株式会社

代表取締役　鈴木　克敏

東京都千代田区神田松永町二〇番地

（乙）株式会社エクセル

代表取締役　池田　光仁